



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 123 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2025 年 11 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

オーストラリア初の民事制裁金（総額 580 万豪ドル）を科す判決（個人情報保護）

連邦裁判所の判決である Australian Information Commissioner v Australian Clinical Labs Limited (No 2) [2025] FCA 1224 は、オーストラリアの個人情報保護法（Privacy Act）に基づく民事制裁金（総額 580 万豪ドル）が初めて科されるという同法の転換点ともいべき事例となりました。この事例では、Australian Clinical Labs（ACL）が、2021 年 12 月に MedLab Pathology から買収した資産（約 223,000 人分の健康情報をはじめとする個人情報を含む IT システム等）の脆弱性を見抜けずにいたところ、2022 年 2 月にサイバー攻撃を受け、多くの個人情報が流出する事態となった件について、ACL に科される制裁金が論点となりました。

Medibank や Optus に対する民事制裁手続も進行している中、本件は Office of the Australian Information Commissioner (OAIC) が重大なデータ侵害に対して法的措置を取る姿勢を強めていることを示しています。

この判決は、組織が個人情報を保護するために取るべき「合理的な措置（reasonable steps）」がどのようなものか（どのようなものでないか）について一定の示唆を与えています。個人情報保護法に基づく規制が強化される中、裁判所は、データ侵害が発生した際に評価・対応するための堅牢かつ検証済みの方針・手順を整備し、定期的に見直し、変化するリスクを考慮すること、法令に基づき必要な場合は速やかにデータ侵害について通知することの重要性を強調しています。また、事業買収に際し、サイバーセキュリティ上の問題に関する適切なデューデリジエンスを実施することの重要性も浮き彫りになりました。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

その他の注目のトピック

豪最高裁が豪連邦政府による違憲な州法の遡及的な有効化を認める（憲法／租税条約）

2025 年 10 月 15 日、オーストラリアの最高裁判所（High Court of Australia）は、G Global 120E T2 Pty Ltd v Commissioner of State Revenue; G Global 180Q Pty Ltd v Commissioner of State Revenue; G Global 180Q Pty Ltd v Commissioner of State Revenue; Stott v The Commonwealth of Australia [2025] HCA 39（以下「G Global 事件」と総称します。）の判決を下しました。

G Global 事件では、クイーンズランド州やビクトリア州が制定している外国人居住者に対する外国人サーチャージ税制（外国人居住者に対して不動産取得税（duty）や土地税（land tax）に割増税率（surcharge rates）を課す税制）の有効性が争われました。具体的には、州の外国人サーチャージ税制は、1953 年国際租税協定法（International Tax Agreements Act 1953）によって国内法として効力を持つ各種の国際租税条約の非差別条項（条約締約国が相互に、自国に居住する相手国国民に対して、他の居住者よりも不利な課税をしない旨を約束する条項）と抵触し、無効かどうか（オーストラリア憲法は連邦法が州法に優越する旨を定めているため、州法である外国人サーチャージ税制が、連邦法である 1953 年国際租税協定法と矛盾する場合、外国人サーチャージ税制は違憲・無効とならないか）が論点となりました。

重要な点として、租税条約を国内法化した連邦法（1953 年国際租税協定法）と州法の矛盾を解消するため、連邦政府は、2024 年の法改正により、「条約は州法または連邦法と矛盾する限りにおいて効力を持たない」旨を新たに定めた上で、これを遡及適用することも同法改正で定めていました。すなわち、州が定めたサーチージ税制は租税条約およびそれを国内法化した連邦法と矛盾することから、租税条約と州法・連邦法に矛盾がある場合には州法・連邦法が優先するという法改正を行い、しかもその法改正に遡及効をもたせることで過去にさかのぼってサーチージ税制に基づく外国人への課税を適法化したものになります。

G Global 事件において最高裁は、連邦政府による当該法改正は有効であり、連邦政府は違憲な州法を遡及的に有効にできると判断しました。

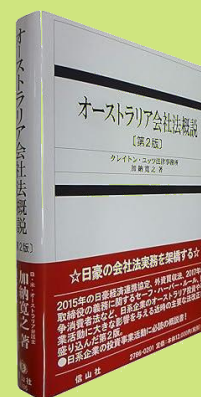
原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

AI ガバナンス、リスク管理および取締役の義務（会社法）

人工知能（AI）は、わずかな期間でニッチな技術から、ビジネス変革と効率化を牽引する中核的な存在へと急速に進化しました。わずか数年のうちに、様々な組織体が大規模言語モデルによって実現された多様なテクノロジーを導入してきました。自動化された

オーストラリア会社法概説

〔第2版〕 (2019)



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版社（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただけますが、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

意思決定エンジンからエージェント型 AI による顧客インターフェースに至るまで、いずれも一夜にしてリスクプロファイルを根本的に変革し、時には不安定化させる力を持っています。

AI がもたらす好機は非常に大きい一方で、危険性も同様に大きいといえます。AI は行動リスクを増幅させ、新たな規制上の義務を引き寄せるとともに、多くの既存の規制上の義務の対象にもなっています。取締役会や経営幹部にとっては、AI をサイバーセキュリティ、プライバシー、財務管理など他の重大なリスク領域と同等の厳格さと監督体制でガバナンスすることが不可欠となっています。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

豪最高裁が PepsiCo 事件でロイヤルティ源泉徴収税および迂回利益税の不適用を確認（租税法）

オーストラリアの最高裁判所（High Court of Australia）は、PepsiCo 訴訟における税務長官（Commissioner of Taxation）の 6 件の上告を棄却し、オーストラリアのボトラー（飲料製造・販売業者）による濃縮液代金の支払いは、米国側ライセンサーに「支払われた」または「帰属した」ロイヤルティ（royalties “paid to” or “derived by” the US licensors）には当たらず、また税務長官の迂回利益税（DPT）の主張は、合理的な代替仮説（reasonable alternative postulate）を欠くとして採用できないと判断しました。

多数意見と少数意見に分かれた僅差の 4 対 3 で、最高裁判所は税務長官の 6 件の上告をすべて棄却し、問題となった 2 つの論点—ロイヤルティ源泉徴収税（RWT）と迂回利益税（DPT）—について、納税者側の勝訴とした連邦控訴裁判所（Full Federal Court）の結論を維持しました。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

新たな企業結合制度の「微修正」—手続負担の軽減とディールの確実性の向上（企業結合）

競争担当補佐大臣（Assistant Minister for Competition）は、2026 年 1 月 1 日に施行予定の新たな企業結合届出義務制度に併せて導入される一連の措置を公表しました。これらの措置は、2025 年 7 月 1 日から進行中の任意移行期間に寄せられたフィードバックを踏まえたものであり、新制度が市場構造に実質的な影響を与える取引に焦点を当てる一方で、ありふれたリスクの低い取引については過度な手続きを大幅に削減する狙いがあると考えられます。

この制度修正は、不動産、インフラ、プライベート・エクイティ、金融市場を含むすべてのクライアントの皆さまにとって、新制度下での負担軽減につながるものと期待されます。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナー等

2025 年度第 2 回パス日本人会商工部会セミナー（2025 年 8 月 28 日）

パス日本商工会議所とクレイトンユッツ法律事務所が共催した標記のセミナーにおいて、加納弁護士が講師として参加しました。本勉強会では、JV に関する実務上の留意点として、①JV 形態と特徴、②JV における意思決定、③JV 情報へのアクセス、④JV 参加者の構成変更、⑤JV 参加者間の紛争解決、⑥JV からの出口戦略に関し、オーストラリアにおける法制度や実例を踏まえつつ、加納弁護士より説明がなされました。

セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、セミナーで使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナー（2024 年 11 月 25 日）

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が主催する海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナーが東京で開催されました。本セミナーのテーマのうち、不動産事業に関連する法規制概要に関して加納弁護士が登壇し、オーストラリアの不動産法制度、外資規制、JV の概要と実務上の留意点および不動産投資における関連法制度の近年の動向について解説しました。

本セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、本セミナーにおいて使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

ブリスベン日本商工会議所 2024 年度第 2 回勉強会 (2024 年 9 月 5 日)

ブリスベン日本商工会議所が主催した勉強会において、加納弁護士と Luke Furness 弁護士が講師として登壇しました。本勉強会では、オーストラリアの規制当局への対応に関して、①予防措置、②規制当局との初期的接触、③応答、④事後対応の 4 つのフェーズに分割したうえで、日本との違いにも触れながら、各フェーズにおける対応の留意点について加納弁護士および Luke Furness 弁護士より説明がなされました。

勉強会の映像はこちらの[リンク](#)から、勉強会で使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

4th Asia-based International Financial Law Conference（2023 年 3 月 29 日～31 日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。

セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

Japan Practice 紹介サイト



豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の映像は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用了資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

『【特別企画】どうなる？日豪のM & A市場 - NNA業界座談会第6弾』（2024年7月8日・9日）

アジア経済ニュースを発信するNNA社が主催した、日系企業による豪州M&Aに携わる弁護士・会計士による座談会に、加納弁護士が登壇者として参加しました。本座談会では、日系企業による豪州M&Aに関して、近年トレンドとなっている業種、日系企業によるM&A手法の特徴、日系企業・豪州企業による相手方企業の印象、近時の主要な法改正（外資買収法・労働法等）の影響、MOUおよびDDの重要性、買収後の統合プロセス（PMI）における典型的な問題点、当該問題点に対する契約書上のリスクヘッジ手法等の幅広い論点が議論されています。座談会の内容は、2024年7月8日および9日発行の同紙に連載されましたが、こちらのリンク先（[前編](#)・[後編](#)）からご覧いただけます。

Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所のEnergy Transition Guideが公表されています。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介するものです。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、大きな改正が行われましたが、その後もいくつかの改正が行われており、本稿における「外国投資」の章も随時アップデートしています。本稿は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』（第2版）（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7153（リッジウェイ）までご連絡ください。



パートナー 加納 寛之
メール: hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦 茂樹
メール: syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 須川 佑妃
メール: ysugawa@claytonutz.com



ロイヤー 曽我 修平
メール: ssoga@claytonutz.com



外国法弁護士 岡崎 玲於奈
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール: rokazaki@claytonutz.com



外国法弁護士 滝口 浩平
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール: ktakiguchi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
リッジウェイ かおり
メール: kridgway@claytonutz.com